

# ひので会会則

## 第一章 名称及び事務所

(名称)

第一条 本会は『ひので会』と称する。

(事務所)

第二条 本会の事務所は千葉県市川市菅野3丁目23番1号、学校法人日出学園に置く。

## 第二章 目的及び事業

(目的)

第三条 本会は学校と家庭との緊密なる連携の下に協力して、会員相互の親睦・研修と園児・児童・生徒（以下生徒と称する）の健全な育成、福祉の増進を図ることを目的とする。

(事業)

第四条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 生徒の教育上必要な集会、研究を行う。
2. 教育環境の整備拡充に協力する。
3. 会員相互の教養を高めるための講演会・研修会を行う。
4. 教職員・生徒・学園・本会関係者の表彰を行う。
5. その他、本会の目的達成に必要な事業を行う。

## 第三章 部門及び役割

(部門)

第五条 本会は、前条の事業を行うため次の部門を設ける。

1. 学年部……高等学校部3学年、中学校部3学年、小学校部6学年、幼稚園部3学年
2. 事業部……総務部、会報部、文化厚生部
3. 本会の部門は、総会の議決を経て、必要に応じて増減できる。
4. 本会の運営上特に必要と思われる場合は、常任幹事会の議決を経て特別委員会を設置できる。

(役割)

第六条 前条の部門は、本会の事業を遂行するために次の役割を担うものとする。

1. 学年部……各学年部は、当該学年を対象に第四条を遂行する。
2. 事業部……
  - (1) 総務部……ひので会全般の庶務・会計業務・ベルマーク収集及び集計を行う。
  - (2) 会報部……ひので会会報等の業務。
  - (3) 文化厚生部……講演会等の企画運営及びサークル活動及び生徒・会員の健康増進活動の企画運営。

## 第四章 会員資格及び役員規定

(会員資格)

第七条 本会の会員は、次の各号に該当するものとする。

1. 本学園に在籍する生徒の保護者
2. 本学園教職員

(役員定数)

第八条 本会の役員は次のとおりとする。

1. 会長 1名
2. 副会長…保護者 3名（各園・学校より 1名ずつ。但し会長が選出されている園・学校からは選出しない。）  
教職員 3名
3. 常任幹事  
(1) 学年部…保護者（各学年 1名）、教職員（中学高等学校 2名以上 6名以内、小学校 2名以上 6名以内、幼稚園 1名以上 3名以内）  
(2) 事業部…保護者（事業部数と同数）、教職員（事業部数と同数）
4. 幹事（各学級 2名とし幼稚園のみ 1～3名とする。）
5. 事業部常任幹事は原則として専任とする。学年部常任幹事は総務部付とする。
6. 会計監事 2名

(役員選出方法)

第九条 本会の役員は、次の方法により選出する。

(幹事)

1. 幹事候補者は会員からの立候補、被推薦者の中からの互選により選出し、本人の同意を得た後に会長の同意を得る。

(常任幹事)

2. 常任幹事候補者（保護者）は定数を幹事候補者からの立候補者及び被推薦者の中から互選により選出し、本人の同意を得た後に担当副会長、会長、学園長の同意を得る。
3. 常任幹事候補者（教職員）は、定数を副会長（教職員）の推薦により決する。

(会長、副会長、会計監事)

4. 会長候補者、副会長候補者（保護者）、会計監事候補者は定数を推薦委員会が会員中より選考して常任幹事会に推薦し、承諾を得る。  
副会長候補者（教職員）は、定数を学園長の推薦により決する。
5. 推薦委員会は、会長の要請により委員長が速やかに開くものとする。
6. 推薦委員会の委員の構成は次のとおりとする。  
委員長…学園長  
委員…（教職員）副会長、学園長の推薦者  
（保護者）正副会長会で指名され、常任幹事会で承認された者。
7. 役員候補者は総会の承認を得た後に就任する。

(役員の仕事)

第十条 本会の役員の仕事は次のとおりとする。

1. 会長は本会を代表し、会務を総理する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは代理となり、あわせて担当学年部及び担当事業部の企画運営にあたる。
3. 学年部常任幹事  
保護者……各学年を代表し、教職員と連携して学年部の企画運営を統括する。  
教職員……各学年または複数学年を代表し、保護者と連携して学年部の企画運営にあたる。
4. 事業部常任幹事  
保護者……各事業部を代表し、その企画運営にあたる。  
教職員……保護者と連携して、その企画運営にあたる。  
(ア) 幹事は、学年部に所属し、各学級で担任教職員に協力するとともに事業部にも所属して事業を企画運営する。

(役員の仕事)

第十一条

1. 会長、副会長を除く役員の仕事は、次期定期総会終了までの1年とする。但し、再任は妨げない。
2. 会長、副会長の仕事は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。但し、再任は妨げない。
3. 事業部常任幹事の仕事は、最長3年とする。

(顧問の設置)

第十二条

1. 本会に、会長の推薦により学園長の同意を得て顧問を置くことができる。
2. 顧問の仕事は役員の仕事(第十一条、第1項)に準ずる。

## 第五章 会議及び会計

(会議の種類)

第十三条 本会は次の会議を設ける。

1. 定期総会
2. 臨時総会
3. 定例正副会長会
4. 臨時正副会長会
5. 定例常任幹事会
6. 臨時常任幹事会
7. 学校幹事会
8. 学年部幹事会
9. 事業部幹事会
10. 特別委員会

(定期総会、臨時総会)

第十四条

1. 本会は毎年4月または5月に定期総会を開き、事業報告、役員を選任、決算及び予算案の承認、事業計画案の承認を行う。また必要に応じ臨時総会を開くことができる。
2. 定期総会並びに臨時総会は本会の最高議決機関とする。
3. 定期総会並びに臨時総会は会長が招集する。ただし、臨時総会は常任幹事会の決議により開くことができる。

(定例正副会長会、臨時正副会長会)

#### 第十五条

1. 定例正副会長会は会務全般にわたり審議すると共に、総会、常任幹事会の議案や議決の調整にあたる。特に緊急の際は学園と協議し処理することができる。また、必要に応じて臨時正副会長会を開くことができる。
2. 定例正副会長会並びに臨時正副会長会は会長が招集する。

(定例常任幹事会、臨時常任幹事会)

#### 第十六条

1. 常任幹事会は、本会の事業の企画運営等、重要な会務を行うための議決機関であり、常任幹事は各自一票の表決権を有する。また必要に応じて臨時常任幹事会を開くことができる。
2. 定例・臨時常任幹事会の議長は、会長の指名により副会長が持ち回りでこれにあたる。
3. 定例・臨時常任幹事会は構成員の二分の一以上の出席がなければ議決はできない。
  - (1) 定例・臨時常任幹事会欠席の構成員は、表決権を議長に委任したものとみなす。
  - (2) 定例・臨時常任幹事会の議事は、出席した構成員の過半数の同意を持って決し、可否同数の時は当日の議長の決するところによる。また会則の変更案及び制定案の議決は構成員の三分の二以上の同意を要する。
  - (3) 常任幹事は、常任幹事会で議決された事項を常任幹事自身が担当する学年部幹事及び事業部幹事に速やかに報告する。
  - (4) 定例・臨時常任幹事会は会長が招集する。

(学年部幹事会、学校幹事会)

#### 第十七条

1. 学年部幹事会、学校幹事会は、本会の事業の推進や生徒の教育上必要な諸問題について学園、教職員に積極的に協力する。
2. 本会主催の学年部幹事会、学校幹事会で実施しようとする事業案は、常任幹事会で承認を得、事業終了後に報告を義務付ける。
3. 学年部幹事会は、他の学年部幹事会と連携し事業を企画運営することができる。
4. 学年部幹事会、学校幹事会は、担当副会長と学年部常任幹事が協議の上招集する。

(事業部幹事会)

#### 第十八条

1. 事業部幹事会は、本会の目的を推進するために担当副会長及び常任幹事が中心となり、事業部の企画運営にあたる。
2. 本会主催の事業部幹事会により実施しようとする事業案は、常任幹事会で承認を得、事業終了後に報告を義務付ける。
3. 事業部幹事会は、担当副会長と事業部常任幹事が協議の上招集する。

(特別委員会)

- 第十九条 特別委員会は、会長が常任幹事会にはかり必要に応じ委員長及び委員を委嘱し、案件を処理するための諮問機関とする。

(会費)

- 第二十条 本会の会費は、生徒1名につき年額9000円とする。

(会計年度)

第二十一条 本会の会計年度は、4月1日に始まり3月31日に終わる。

## 第六章 会則の変更及び制定

第二十二条 会則の変更及び制定は、総会の議決によらなければならない。

第二十三条 本会は常任幹事会の議決により付則を制定することができる。

「付則」 本会則は平成4年4月25日より施行する。

「付則」 本会則は平成7年4月22日より施行する。

「付則」 本会則は平成13年4月28日より施行する。

「付則」 本会則は平成14年2月16日より施行する。

「付則」 本会則は平成15年2月8日より施行する。

「付則」 本会則は平成24年4月1日より施行する。

「付則」 本会則は平成25年4月27日より施行する。

「付則」 本会則は平成26年4月26日より施行する。

「付則」 本会則は平成27年4月25日より施行する。

「付則」 本会則は2020年7月11日より施行する。